

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>前文</p> <p>私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。</p> <p>「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。</p> <p>私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。</p> <p>私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。</p> <p>そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。</p>		<p>[条例全体]市民にとって、自治基本条例はまだ極めて遠い存在というイメージがある。</p> <p>[条例全体] やや抽象的に書かれている条例のため、他の条例に比べて分かりづらくなっている。</p> <p>[条例全般]市民と同時に、職員にもより条例が浸透していくように自治基本条例の浸透度調査のようなものもやっていただきたい。</p> <p>[条例全般]何年か後に自治基本条例の浸透度を〇〇%にするという成果指標も必要ではないか。</p>	<p><b>【取組や制度に対する意見】</b></p> <p>○強化すべき取組</p> <p>・自治基本条例の浸透度調査の実施</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</p>		<p>[第1条]自治基本条例のパンフレットには、市民参加と情報共有ということが書かれているが、自治基本条例の制定された目的が明確に書かれていない。そこをはっきり伝えていないから、何をどう捉えていいのかわかりづらくなっているのではないか。</p>	

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。</p> <p>2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。</p> <p>3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担うものをいう。</p> <p>(この条例の位置付け)</p> <p>第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。</p> <p>2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。</p> <p>3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。</p> <p>2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。</p> <p>3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。</p>		<p>[第2条3]社会がどんどん変わって新しい公共が進んでいく中で、どこまでがまちづくりで、どこまでが市政なのか、その範囲がものすごいスピードで変わってきていて、いろいろなとらえ方があると思う。</p> <p>[第3条]自治基本条例を評価するにあたっては、強く関係するほかの条例や計画が存在すると思うので、まずそれが何なのかを把握しておく必要がある。</p> <p>[第5条]市政に参加したい人が76%、機会が少ないが69%という調査結果に非常に期待を持っている。まちづくり活動の参加メンバーは固定化されている。そんな中で新しい人材がこれだけ眠っている、興味を持っているということに非常に希望をもっている、その辺を推進して行ってほしい。</p>	

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>第2章 市民</p> <p>第1節 市民の権利 （まちづくりに参加する権利）</p> <p>第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。</p> <p>（市政の情報を知る権利）</p> <p>第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>第2節 市民の責務 （市民の責務）</p> <p>第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政世論調査や市民アンケート、独自のアンケート等による市民自治に対する市民意識の把握</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎さっぽろまちづくりパートナー協定を6社と締結</li> <li>◎企業の社会貢献活動を促進する「さっぽろまちづくり研究会」の発足</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p><b>成果：</b>さっぽろまちづくり研究会では市内 84 社が参加し、NPO等とのマッチング等を実施</p> </div> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民まちづくり活動促進条例</li> </ul>	<p>[第8条]札幌市民は、ごみの有料化の例を一つ取っても、極めて高い意識レベルに入りつつあるという気がする。</p> <p>[第9条]まちづくりパートナー協定については、これからの成果に非常に期待できる項目である。</p>	

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>第3章 議会及び議員</p> <p>（議会の役割及び責務）</p> <p>第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。</p> <p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。</p> <p>（市民に開かれた議会）</p> <p>第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>（議員の役割及び責務）</p> <p>第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。</p>	<p>[主な取組]（第3章全体）</p> <p>◎議会改革・機能強化検討委員会の設置、議会基本条例等の協議・検討（第22期）</p> <p>※第23期においても、同様の機能を有する委員会を設置予定</p> <p>[主な取組]</p> <p>・議会図書館の資料などを拡大・運用</p> <p>[主な取組]</p> <p>◎インターネットによる議会の動画配信</p> <p>・議会だより等による情報提供</p> <p>◎議会キッズページの設置</p> <p>[主な取組]</p> <p>・請願、陳情に係る制度運用</p> <p>◎政務調査費に係る領収書等の全面公開</p>		

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>第4章 市長及び職員</p> <p>（市長の役割及び責務）</p> <p>第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。</p> <p>（職員の責務）</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。</p> <p>（職員の育成）</p> <p>第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。</p>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団広聴の実施（タウントーク、ふらっとホーム等）</li> </ul> <p><b>成果</b>：市長との対話に延べ約1万人が参加</p> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民自治推進本部の設置</li> </ul> <p><b>成果</b>：市民自治推進本部の議論から「チェックリスト」や「市民参加による対話研修」等が実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民自治チェックリストの運用</li> </ul> <p><b>成果</b>：半分以上(56.0%)の職場で議論が活発化（部長職アンケート）</p> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎職員のための情報共有・市民参加推進の手引き</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民参加型ファシリテーション研修等の部局研修</li> <li>・市民自治に関する部局研修の推進</li> <li>・ワークショップ研修等の職員研修</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎職員のための情報共有・市民参加推進の手引き</li> <li>◎札幌市職員人材育成基本方針</li> </ul>	<p>[第14条]職員のまちづくり参加をバックアップする福利厚生（ボランティア休暇等）の充実が意欲を高めることにつながると期待している。</p> <p>[第14条]職員が職務を離れて地域の一市民として、まちづくりにどれだけ参加されているか。もっともっと参加することで、地域の力になるのではないか。</p> <p>[第15条]職員には、NPOの活動を知らない方やNPOにマイナスイメージを持っている方がいる。NPOの基本的なところの教育も大事ではないか。</p> <p>[第15条]NPOなどと連携するためには、NPOの事業やNPO自体への理解、地域の人たちと結び付ける能力が大事だと思う。町内会の方は一致団結していて、NPOなど、新たに団体を受け入れないところがあるので、職員が間に入り、結びつけていくと、改善していくのではないか。</p>	<p><b>【取組や制度に対する意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○強化すべき取組</li> <li>・NPO及びNPOの事業に関する理解の醸成や地域の人たちとのマッチング能力の開発を目的とした職員研修等の推進</li> <li>○検討を要する制度等</li> <li>・職員のまちづくり参加をバックアップする福利厚生（ボランティア休暇等）の充実</li> </ul>

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>第5章 行政運営の基本</p> <p>（行政運営の基本）</p> <p>第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。</p> <p>4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。</p> <p>（総合計画等）</p> <p>第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。</p> <p>3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗よく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。</p>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・財政運営の見直し</li> <li>・出資団体の組織情報の公開、指導、意見公募</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎行財政改革プラン</li> <li>◎出資団体改革新方針</li> <li>・出資団体評価システム実施要綱</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見を取り入れたまちづくりの中期実施計画策定</li> <li>・政策指標達成度調査の実施、公表</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎第2次札幌新まちづくり計画</li> </ul>	<p>[第5章]第6章を中心に条例を評価することには賛成だが、第5章もとても重要。将来的には広く第5章も、意識を狭めずやっていく必要がある。</p> <p>[第16条2]市民が参加しても、きちんとした意思決定の仕組みがないと、市民の意見を反映した政策決定ができない。その前提となるのは、行政運営をしっかりとやるということであり、第16条第2項は非常に重要。</p> <p>[第16条2]なかなか難しい点ではあるが、この条文のもとでまちづくりプラン、総合計画といったものと、財政や行政評価を相互に連携させなければいけない。</p> <p>[第16条3]まちづくりを進めるために条例をつくって、適正に運用するだけではなくて、その結果を評価して、条文を変えたり、運用を変えたりするような取組をしているところがある。立案、解釈、運用だけではなく、評価をしていくことも重要であり、政策法務という観点が必要ではないか。</p> <p>[第16条4]出資団体に対して、本当に必要な指導及び調整が行われているのだろうか。どういった観点で指導、調整を行うのがよいのかというあたりの基準は、行政運営の基本にかかわる重要な事項ではないか。</p>	<p>【取組や制度に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○強化すべき取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資団体に対する必要な指導及び調整の推進</li> </ul> </li> <li>○検討を要する制度等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種条例に対する政策法務の視点の導入</li> </ul> </li> </ul>

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>(財政運営)</p> <p>第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保)</p> <p>第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。</p> <p>2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。</p> <p>3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算編成方針の公表、編成過程における意見募集</li> <li>・ 財政状況がわかりやすい「さっぽろのおサイフ」の発行</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎行財政改革プラン</li> <li>◎第2次札幌新まちづくり計画</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政評価委員会による、外部の視点からの評価</li> <li>・ 事業評価シートの公表</li> </ul> <p>◎平成22年度市民評価（事業仕分け）の実施</p> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎行政評価実施要綱</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>成果</b>：H20 年度より自己点検を行政評価対象 1,500～1,700 事業で実施</p> <p><b>課題</b>：記入における不備、評価困難な内容が約半数あり、職員意識への周知徹底が必要</p> </div> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員、オンブズマン制度の運用</li> </ul> <p>◎公益通報者保護に係る制度の整備</p> <p>[主な条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員条例</li> <li>・ オンブズマン条例</li> </ul> <p>◎札幌市職員等の公益通報等に関する要綱</p>	<p>[第19条]行政評価に関しては、条例化されていない。そういう意味では進んでいない。行政評価にはいろいろな視点があり、市民にも理解されていないし、市役所の中でも共通理解になっていないと思う。評価とは一体何のためにするのかというあたりをもう少しきちんとした形で示す必要がある。これは条文上の問題というよりも、行政評価に関する制度を整備し実施するという点での進捗度合いが必ずしも高くないということだと思う。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【取組や制度に対する意見】</b></p> <p>○強化すべき取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政評価制度に対する市民及び職員の共通理解の醸成</li> </ul> </div>

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>第6章 基本原則によるまちづくりの推進</p> <p>第1節 市民参加の推進</p> <p>（市政への市民参加の推進）</p> <p>第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。</p> <p>2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>（1） 実施の時期が適切であること。</p> <p>（2） 効果的かつ効率的な方法によること。</p> <p>（3） 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。</p> <p>（4） 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。</p> <p>4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。</p> <p>5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。</p> <p>6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。</p> <p>7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。</p>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な市民の市政への参加の実施</li> </ul> <p><b>課題：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「市政への参加の意欲ある」76.0%、「市政への参加の機会が少ない」69.0%</li> <li>意見の反映について、「反映している」が36.2%（自治の調査）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの運用</li> <li>附属機関等における公募委員の導入</li> <li>市民意見の政策反映システム事業の実施</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <p>◎職員のための情報共有・市民参加推進の手引き</p> <p><b>成果：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>約97%の職員に対面（研修・会議）で周知徹底。</li> <li>情報共有、市民参加の取組は増加（前年度比1.1～1.4倍で増加傾向）</li> <li>施設整備や制度の新設等では、ほぼ市民参加が実施されている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント手続きに関する要綱</li> <li>附属機関等の設置及び運営に関する要綱</li> <li>市民意見政策反映検討会議設置要綱</li> </ul>	<p>[第6章]第6章は市民自治の中核に当たる部分で、市としてはこの部分を積極的にやっており、協議会や自主運営化、仕組みづくりなど成果は上がっていると思う。</p> <p>[第6章]市民参加には「市政への参加」と「身近な地域のまちづくりへの参加」の2つがあると手引きには書いている。市民自治の主な取組が書かれた会議資料を見ても、市政への参加が多く、身近な地域のまちづくりへの参加という視点が少ない。一般の人にとっては、市民参加とか市民自治と言われれば、市政への参加は敷居が高い。市政への参加だけではなく、地域のまちづくりへの参加、町内会をどうするか、NPOとのかかわりとか、についてもこの会議で話し合っていく必要がある。</p> <p>[第21条]役所の中でどういう審議会がどういうふうにかかれていて、それは公開なのか、非公開なのか。来庁者がそういうことも分からない状態で、市民参加をどんどんしてくださいと言っても説得力がないので、改善すべき。</p> <p>[第21条7]市民自治推進室が他の部局に対して市民参加を推進させていくためには、根拠が必要ではないか。市民参加条例のようなものがないとなかなか推進しにくいのではないか。</p>	<p>【取組や制度に対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○強化すべき取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政への参加の場に係る情報提供の改善</li> </ul> </li> <li>○検討を要する制度等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加を市役所内部でより推進していくための環境の整備</li> </ul> </li> </ul>

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>(住民投票)</p> <p>第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(市民によるまちづくり活動の促進)</p> <p>第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。</p> <p>(青少年や子どものまちづくりへの参加)</p> <p>第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。</p>	<p>[主な取組]</p> <p>◎さぼーとほっと基金の設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>成果：基金への寄附総額1億2千万円を突破（町内会・NPO等184団体に助成）</p> </div> <p>[関係条例等]</p> <p>◎市民まちづくり活動促進条例</p> <p>[主な取組]</p> <p>◎「子どもに対する情報発信&amp;子どもの参加」手引き</p> <p>◎子どもまちづくり手引書(市内小学校3年生)</p> <p>[関係条例等]</p> <p>◎子どもの権利条例</p> <p>(子どもの最善の利益を実現するための権利条例)</p>		

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>第2節 情報共有の推進</p> <p>（情報公開） 第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。</p> <p>（情報提供） 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。</p> <p>（個人情報の保護） 第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公文書公開制度、市政刊行物コーナーの運用</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>公文書公開請求における公開率：99.9%（H21） 公文書公開請求件数 319件（H17）→605件（H21）</p> </div> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開条例</li> </ul> <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対話型情報提供の推進（ふらっとホーム、出前講座等）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前講座には約14万人の市民が参加</li> <li>・ 意見交換会など対面型の市民参加が増加（H19→H20 1.7倍）</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民参加の実施予定、実施結果の公表</li> <li>◎札幌市公式ホームページの改修</li> <li>◎市民が参加できる公開会議、フォーラム等の公表</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開会議、フォーラム等を常時情報提供（年間約250件）</li> <li>・ 約半分の市民が「情報量は適切」と回答（市政、自治の調査）</li> <li>・ 半分以上（57.7%）の市民が「わかりやすい」と回答（「わかりにくい」は10.8%）</li> </ul> </div> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開条例</li> <li>・ 公式ホームページに関する基本方針</li> <li>・ 公式ホームページガイドライン</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護条例</li> </ul>	<p>[第26条]まちづくりに関する広い情報については、第26条で情報提供していくことになると思う。どういうふうに行っているか、現状を認識してから、それが足りないのであれば、条文の書き方が悪いのかどうか、それをチェックしていったらいいと思う。</p> <p>[第27条]個人情報保護については、活動の上で、どこの地域も心配しているように見受けられる。個人情報保護法の詳細など、もう少し何らかの形で知ってもらえば、活動する方としても非常にやりやすくなるのではないかと。</p>	<p>【取組や制度に対する意見】</p> <p>○強化すべき取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり活動に必要な個人情報保護に係る知識等の習得支援</li> </ul>

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進</p> <p>(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)</p> <p>第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。</p> <p>(1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。</p> <p>(2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。</p> <p>(3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。</p>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会の設置と活動を支援</li> </ul> <p>◎まちづくりセンター自主運営化の推進、地域交付金制度設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元気なまちづくり支援事業による財政的支援</li> <li>・各まちづくりセンターに「情報共有スペース」設置</li> </ul> <p>成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新ごみルールに合わせた地域の取組への支援→篠路清掃工場の廃止へ</li> <li>・まちづくり事例数は759事例以上、約8倍に増加(まちセン調べ)</li> <li>・まちづくり協議会は約9割の地域で設置</li> <li>・まちづくりセンター自主運営化は8カ所が移行し、「地域の連帯感」が拡大</li> </ul> <p>課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくりへの参加意欲「ある」64.3%、参加経験は53.8%</li> <li>・まちづくりセンターの名称等は56.0%に認知、仕事内容は33.4%の認知度</li> </ul> <p>[関係条例等]</p> <p>◎第2次札幌新まちづくり計画</p>	<p>[第28条]自主運営化は、市民グループ・NPO、各町内会連合会、まちづくり協議会が強力にタッグを組めば大きく前進すると思われるが、地域で活動している市民グループやNPO等の実態を各地域で把握していないという現実がある。まちづくり協議会等があるにもかかわらず、地域で横の連携ができていない。</p> <p>[第28条]地域は財政的にも人的にも非常に大変な時代が来る。今のままではいずれ形骸化してしまう。</p> <p>[第28条]地域の将来のあり方について、市としてどこかではっきりと提示してもいいのではないか。</p> <p>自主運営化は、現場(地域)から出るのが自然な形だろうと取り組んできたが、待つのではなくPRも含めて仕掛けるということも必要ではないか。</p> <p>[第28条]情報の共有はもちろん、それだけでなく、編集力を高めて価値観まで共有できるような地域の体制をつくれれば、もっといい地域づくりができるのではないか。</p> <p>[第28条]自主運営化しているところとそうでないところに、情報の格差がある。情報共有と言いながら、町内会の情報すらもわからないところがある。そういうところを市としてどうしていくかが問題。</p> <p>[第28条]自主運営化は非常に素晴らしい取組だが、多くの市民に知らされていない、深くわからないということが残念。自主運営化のプラスの部分を行行政サイドが大いにPRすべき。</p> <p>[第28条]各地域で試行錯誤しながら進んでいる自主運営のやり方、知恵やお金をどういう風に生み出しているかなど、情報をみんなに行き届くように市がサポートする仕組みづくりが必要だと思う。そういう情報が、うちの地区もやってみようという機運の高まりにつながるのではないか。</p> <p>[第28条]「地域でどんなふうにもちづくりをやっているのか」という報告会のような形を作っていけるとよい。</p> <p>[第28条]いろいろな企画を実施したときに市民の方も出やすく参加しやすい日時などを考えて、人づくり、仲間づくりをすることで、今の推進の速度がぐっと高まるのではないかと、理解や賛同が得られるのではないかと思う。</p>	<p><b>【取組や制度に対する意見】</b></p> <p>○強化すべき取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちセン自主運営化の事例やメリット等についての情報発信</li> <li>・地域における各種団体間の連携を支援する情報の提供</li> <li>・まち協などの取組に(仕事をしている人など)多くの市民が参加しやすい環境づくり</li> <li>・まちづくり活動への参加、意識の醸成などを目的とした企業との連携検討</li> </ul> <p>○検討を要する制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち協や区民協に意欲のある団体が参加できる仕組みづくり</li> </ul>

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に係る主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
		<p>[第28条]元気なまちづくり支援事業において、地域とどんなにかかわり方があるのか、どういってお金の使い方ができるのか、どんなふうやっていくとうまくいくのか、がわかるようにデータなどを整理することで自主運営の今後のやり方の例のようなものが見えてくるのではないかと。</p> <p>[第28条]NPOと町内会ではまちづくりの見方が違うので、地域での議論にはその地域にかかわるNPOの意見も聞くような、意見交換の場を設けるとよいのではないかと。</p> <p>[第28条]まちづくり協議会の定義には個人が含まれている。市民参加という観点で一番問題になるのが、仕事をしている方が参加できるような環境づくり。(会議の日程や時間、参加の仕方など)札幌市の方でも、まちづくり協議会と協議するなり、市民参加しやすい環境をつくっていただきたい。</p> <p>[第28条]まちづくり協議会や区民協議会という形ができて、その構成員がみずから自発的に何か事業を推進しようという意欲があるかどうかの問題。自発的・自主的に取り組めるような団体でなければ事業は進まないと思う。従来の組織に頼らなくても、意欲をもった団体に企画運営させるという方向性もあるのではないかと。</p> <p>[第28条]札幌市が行政運営していく上で、日常的な市民サービスを担っているのはほとんど町内会や自治会だと思う。町内会への加入率が下がっているということは、市民参加という点での意識が低いということでもあり、お金がないという点で町内会、自治会の活動が鈍るということでもある。札幌市としてもそういう認識をもう少し持たないといけない。その辺の危機感が少し足りないのではないかと。</p> <p>[第28条]まちづくりの主体は町内会だけに限っておらず、市民がそれぞれかかわっている活動の場の中での活躍とともに、まちづくり協議会などをつくり、相互に得意な分野で連携していこうというのがこの条例におけるまちづくりの基本的な考え方ではないかと思う。</p> <p>[第28条]まちづくりで何かやりたいといったときに、町内会の活動に参加するのが一番の近道。そういうところから自分の意見を言ったり、改善をしていける。</p> <p>[第28条]町内会加入については、命令、強制ができないのであれば意識を高めるしかない。</p>	

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>(区におけるまちづくり)</p> <p>第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。</p>	<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区による元気なまちづくり支援事業の実施</li> </ul> <p>◎区民協議会を全区に設置</p> <p>[関係条例等]</p> <p>◎第2次札幌新まちづくり計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区実施プラン</li> </ul>	<p>[第28条] 札幌市の職員に対してもそうだが、企業の社会的貢献という観点で、企業は社員一人一人に、町内会に入っているかい、町内会活動に参加しているかいと、やっているのだろうか。企業にも身近なところから意識していただくことが大切ではないか。強制、命令ではないけれど、札幌市も多くの企業等と連携しているのだから、まちづくりを少しでも良くするという点や町内会の加入率を高めていくという点で企業に協力していただくということも必要ではないか。</p> <p>[第28条] 市民が誰でも参加できるような形で、各区民センターや地区センターにおいて、サポート的な未来委員会をつくっていったらいいのではないか。</p> <p>[第29条] 区民協議会が全区に設置となり、スタートしたばかりだが、区民が共有するような問題等をきっちり討議するのであれば、もう一步踏み込んだ指針というか、動きやすいようなものをつくってあげた方がいいのかなと思う。</p> <p>[第29条] 区民協議会で提言された内容を予算に具体的に盛り込んでいくと市長が考えているとのことで、参加される方もかなり期待感ややりがいをもって動いていけるのではないかなと思う。</p> <p>[第29条] 情報共有という観点で、区民協議会やまちづくり協会がどんな議論をしているのか、議事録をオープンにしていただけるといいのではないかなと思う。市民が区民協議会やまちづくり協議会を評価できるような形にしていっていただきたい。</p>	<p><b>【取組や制度に対する意見】</b></p> <p>○強化すべき取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民協議会やまちづくり協議会の議論のオープン化（議事録の公表など）</li> </ul> <p>○検討を要する制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民協議会における協議の実効性を高めるための仕組みづくり</li> </ul>

■第4回市民自治推進会議—資料 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	現状評価・課題抽出	方向性（素案）
<p>第7章 他の自治体等との連携・協力</p> <p>（他の自治体等との連携・協力）</p> <p>第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。</p> <p>3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。</p>	<p>[主な取組]</p> <p>◎市民による集中評価会議の実施</p> <p>◎行政評価シートによる内部評価の実施</p> <p>◎市民自治推進会議の設置</p> <p>◎市民自治に関するアンケート調査等の実施</p>		
<p>第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し</p> <p>（市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価）</p> <p>第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>（この条例の見直し）</p> <p>第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>			